

1. 本方針の目的

- 東京 2020 大会、さらに、大会後も引き続き、都民が誇りを持ち、来都者を惹き付ける都市になるために、夜間景観に磨きをかけ、東京の魅力を更に高めていく必要がある。
- このため、東京の夜間景観の大きな要素を占めている、公共施設から先行してライトアップを実施していくことで、民間施設へ波及させていく。

2. 本方針の対象

(1) 「ライトアップ」について

- ライトアップとは、建造物等に照明を当てたり又は照明自体を取り付けることで、光で夜間景観を演出することである。また、都市活動に必要な照明の中には、夜間景観を形成するうえで、重要な要素となっている照明もある。
- そこで、「(仮称) 公共施設等のライトアップ基本方針」(以下、「本方針」という。)では、公共建造物やインフラの美しさを光で演出するための照明(以下、「演出照明」という。)と安全性確保のために必要な機能的な照明(以下、「機能照明」という。)の考え方や光害等がもたらす影響、光の演出による効果等について整理することとする。



表参道



レインボーブリッジ

図 1 ライトアップ施設の例

※機能照明：安全、防災、防犯等の視点から、都市活動に必要な照明。明るさや効率性、経済性等を考慮して設置される。(例：防犯灯)

※演出照明：光の装飾により、個性や歴史、文化、環境等を表現することでまちのイメージを際立たせたり、まちを構成する通り等をわかりやすくすることで、季節感や時間の変化等を伝える。(例：橋梁のライトアップ、建造物のライトアップ)

(2) 対象施設

- 本方針では、以下の都有施設を主な対象施設とする。また、その他の国・区市等の公共施設等については本方針に沿った協力を求めていく。なお、ライトアップによる演出照明の対象施設は、施設や地域の特性を踏まえて検討を行う（詳細は、5（2）コンセプトⅡで説明）。

《主な対象施設》

【公共建築物】

文化施設（博物館等）、歴史的建造物、大学、市場、庁舎、スポーツ施設

【インフラ】

道路、橋梁、河川、鉄軌道駅・鉄道橋、港湾・海岸施設、公園・庭園、空港・ターミナル

《その他の公共施設等》

- 国及び区市の「公共建築物」、「インフラ」
- 一部の民間施設（例：公共性が高い、鉄軌道駅・鉄道橋、高速道路等）
※その他の公共施設については、協力を求めていく。

3. ライトアップの現状と問題点

(1) ライトアップの現状

- 都内では、東京スカイツリーや東京タワー等の民間施設や国会議事堂、隅田川橋梁などの公共施設において、常時ライトアップが行われ、夜景観光ツアーコースの一部にもなっている。
- また、夜桜や紅葉のライトアップ、クリスマスシーズンのイルミネーションなど季節的なライトアップのイベントも都内各所で行われている。
- 日本は、海外からLED大国と言われており、文化・公共施設やランドマーク等では、質の高い最新のLED照明が使用されている施設もあり、光による演出が行われている。



図 2 東京スカイツリーのライトアップ



図 3 六義園紅葉時のライトアップ



図 4 千鳥ヶ淵桜のライトアップ



図 5 目黒川イルミネーション



図 6 隅田川永代橋ライトアップ



図 7 丸の内仲通りのイルミネーション

(2) ライトアップの問題点

- 現在、都には、良好な夜間景観をつくり出すための、照明に関する基準等がないため、商店街など施設管理者ごとに仕様・規格が異なる照明器具が使われていることがある。
- また、必要以上に明るすぎたり、光害（詳細は、4（1）で説明）を引き起こしている照明も見られる。



図 8 ランドマークの周辺が明るすぎる例

- 施設の新設や改修事業にあたり、本来必要な機能照明の設置に際しても、必要な照明範囲以外に光が漏れる「漏れ光」による光害やエネルギー浪費につながっているケースも一部で見られる。
- 多くの公共施設の中には、機能照明を優先し、施設のライトアップまで手が回らないケースが見られる。



図 9 漏れ光が著しい例

- 東京 2020 大会に向け、今後ますます、東京に国内外から多くの観光客が訪れ、メディア等で注目される機会も増加することから、世界に紹介できる、東京ならではの夜間景観をつくり、東京の魅力をもっと高めていくことが必要である。